



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
11月11日(火)
第655号

目次

告 示

○生活保護法による指定医療機関の指定	827
○生活保護法による指定施術機関の指定	827
○全国歯科医師国民健康保険組合規約の変更の認可	828
○都市計画の変更及び図書の縦覧	828

公 告

○患者の届出	829
--------	-----

告 示

栃木県告示第483号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 (2025) 年 11 月 11 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令和 5 (2023) 年 10 月 1 日	松井歯科診療室	那須塩原市東小屋193- 2
令和 7 (2025) 年 9 月 1 日	日光・ふじの原病院	日光市高德632
令和 7 (2025) 年 9 月 1 日	なすふれあい薬局	那須塩原市沓掛 2 -19-18
令和 7 (2025) 年 10 月 1 日	にしかたホームクリニック	栃木市西方町元621- 1
令和 7 (2025) 年 10 月 1 日	クスリのアオキ栃木今泉薬局	栃木市今泉町 1 - 3 -13
令和 7 (2025) 年 10 月 1 日	そらいろ調剤薬局南町店	那須塩原市南町 6 -22

2 指定訪問看護事業者等

指 定 年 月 日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
令 和 7 (2025) 年 10 月 1 日	医療法人社団萌彰 会	那須塩原市野間字神沼 453-14	訪問看護ステー ションリヤンド那 須黒磯	那須塩原市宮町 2 -26

栃木県告示第484号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第 1 項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 （2025） 年11月11日

栃木県知事 福 田 富 一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令 和 7 (2025) 年 10月16日	向田 浩之	那須塩原市並木町 116-251	むかいだ整骨院	那須塩原市並木町 116-251

(保健福祉課)

栃木県告示第485号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第 2 項の規定により、全国歯科医師国民健康保険組合理約の変更を認可したので、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第 7 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 （2025） 年11月11日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 変更事項
組合の地区
次の地区を追加する。
宮城県のうち仙台市、東京都のうち江東区、愛知県のうち東海市
- 2 認可年月日
令和 7 （2025） 年10月30日

(国保医療課)

栃木県告示第486号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

なお、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、その関係図書を縦覧に供する。

令和 7 （2025） 年11月11日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 都市計画の種類及び名称
日光都市計画道路 3 ・ 4 ・ 11号赤間々今中線
日光都市計画道路 3 ・ 4 ・ 12号今中森友線
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
日光市今市及び荊沢の各一部
- 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市政策課

(都市政策課)

公 告

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第 1 項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 （2025） 年11月11日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病 の 種 類	家 畜 の 種 類	患畜又は疑似 患 畜 の 区 分	頭羽群数	発生場所 又 は 区 域	発 生 年 月 日	経過及び 転 帰
ヨーネ病	牛	患畜	1 頭	那須塩原市	令和 7 （2025） 年10月24日	法令殺

（畜産振興課）